

## 8月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 26日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	10日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	18日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	9日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	13日(金)・20日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	23日(月)	10:00~12:00	

## ■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制	
	14日(土)	10:00~15:00			
法律相談	26日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	13日(金)・27日(金)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	13日(金)・27日(金)	13:00~16:00			仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	19日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること	

クレジットカードショッピング枠の  
現金化の誘いにご注意!

## 消費生活センターから

☎ 823-3928

最近、インターネットや新聞・雑誌、看板などで、“カードでマネー”、“ショッピング枠を有効利用”などの広告を見かけたことはありませんか。これらは、貸金業者から借入できなくなっている人たちに、クレジットカードのショッピング枠を現金化するように勧誘するものです。

クレジットカードには、商品やサービスを購入した後払いにする「ショッピング」機能と、お金を借り入れる「キャッシング」機能があり、それぞれに利用できる金額が設定されています。

「クレジットカードショッピング枠の現金化」は、「ショッピング」機能の利用可能枠を換金する目的で利用することで、クレジットカード会社は、「クレジットカード会員規約」に違反する行為であるため認めていません。現金化を行ったときは、「残金の一括請求」、「カードの利用停止」、「カードの強制退会」などのペ

ナルティーが科せられます。

また、ショッピング枠を現金化しても、カードを利用した代金は返済しなければなりませんので、その場でいくらかの現金を手にしたとしても、一時的にしのげるだけで、結局は自分の債務を増やすことになります。

さらに、業者に提供したカード番号や個人情報が悪用されてしまうケースもあり、犯罪や思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。

貸金業法の改正により、貸金業者からの借り入れ総額が年収の3分の1までとなりました。キャッシング枠を使い切ってしまった方が、このようなトラブルに巻き込まれないためにも、借金返済に困っているときは、早急に債務整理を検討して生活再建を図りましょう。

まずは、消費生活センターにご相談ください。